

助成制度

主たる会場又は宿泊地が仙台市内である、国際又は全国規模以上のアマチュアスポーツ大会等を対象とし、【参加者規模】に応じた助成に【開催期間】に応じた加算を行い、予算の範囲内で運営経費を助成します。

交付要件

- 地域のスポーツ振興や市民がスポーツに親しむ契機となるものであり地域経済へ一定の波及効果が期待できるものであること
- スポーツコミッションせんだいが誘致したスポーツイベントであること
- アマチュアスポーツの国際又は全国規模以上のスポーツイベントであること
- 主たる会場又は主たる宿泊地が仙台市内であること
- 直接営利的な目的を持つものではないこと
- プロスポーツ選手の参加を目的としたものではないこと
- 特定の企業、宗教団体若しくは政治団体等の宣伝目的、又はこれらの団体に対する特定の便宜供与の恐れが生じないもの
- 暴力団等反社会的勢力の利益となるものではないこと
- 国又は地方公共団体が主催するものではないこと
- 仙台市又はその関係諸団体からの補助金を受けていないもの、又は受ける見込みのないものであること
- スポーツコミッションせんだいが実施する経済効果等の調査(主催者及び参加者へのアンケート等)に対して十分な結果が得られるよう協力できること

交付金額

※主たる参加者が中学生以下である場合は、補助上限額を2割増しとします。

①【参加者規模】による補助上限額

	スポーツイベントの規模	補助上限額
①	参加者が 500人以上 1,000人以下	10万円
②	// 1,001人以上 1,500人以下	30万円
③	// 1,501人以上 2,000人以下	50万円
④	// 2,001人以上 3,000人以下	80万円
⑤	// 3,001人以上	100万円

②【開催期間】による加算額

	スポーツイベントの開催期間	加算額
①	2日	10万円
②	3日	20万円
③	4日	30万円
④	5日	40万円
⑤	6日	50万円
⑥	7日以上	60万円

※補助金の額は、予算の範囲内において交付するものとし必要経費総額の4分の1を乗じて得た額の範囲内で上表に定めるいずれかの区分に応じた額を限度額とします。

※補助には事前申請および審査が必要です。原則としてイベント等開催日の前年度6月末までに申請してください。

※その他詳細は公益財団法人仙台市スポーツ振興事業団「スポーツイベント開催誘致事業補助金交付要綱」に定めています。

※イベント等終了後、参加者数が事前申請に満たなかった場合は、実参加者数に依る補助上限額となります。

【 申請に関するお問い合わせ 】

スポーツコミッションせんだい事務局(公益財団法人仙台市スポーツ振興事業団内)

〒980-0012 仙台市青葉区錦町1丁目3番9号(仙台市役所錦町庁舎3階)

TEL:022-215-3209 FAX:022-215-3575

email:morinomiyaako@scs-sendai.jp